

議第34号

三島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

三島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年三島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第3条の次に次の1条を加える。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則中「第3条第2項ただし書」を「第3条第3項ただし書」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第

	144号) に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）による重度心身障害児・者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	三島市総合福祉手当に関する条例による子どもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	三島市総合福祉手当に関する条例による母子世帯等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）によ

る医療に関する給付の支給又は同法による保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に

関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金

		<p>の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>2 市長</p>	<p>三島市総合福祉手当に関する条例による重度心身障害児・者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年</p>

		法律第37号) にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		三島市総合福祉手当に関する条例による母子世帯等に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	三島市総合福祉手当に関する条	生活保護関係情報であって規

	例による子どもに係る医療費の	則で定めるもの
	支給に関する事務であって規則	地方税関係情報であって規則
	で定めるもの	で定めるもの
		医療保険給付関係情報であっ
		て規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規
		則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関
		係情報であって規則で定める
		もの
4 市長	三島市総合福祉手当に関する条	生活保護関係情報であって規
	例による母子世帯等に係る医療	則で定めるもの
	費の支給に関する事務であって	地方税関係情報であって規則
	規則で定めるもの	で定めるもの
		医療保険給付関係情報であっ
	て規則で定めるもの	
		児童扶養手当関係情報であっ
		て規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関
		係情報であって規則で定める
		もの

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定

（第3条第2項ただし書に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士